昭和60年5月30日告示第28号

改正

平成11年12月13日告示第33号 平成15年6月27日告示第40号 平成17年4月25日告示第39号 平成25年4月1日告示第47号

垂井町行政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、 垂井町行政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、垂井町の行政改革の推進について必要な事項を審議する。

(委員)

- 第3条 懇談会の委員は、15人以内とする。
- 2 委員は、町政について優れた識見を有する者の中から、町長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年5月31日から施行する。

附 則 (平成11年告示第33号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成15年告示第40号)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第39号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第47号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。